

令和8年度須崎市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定業務委託 仕様書

1. 業務名

第8期須崎市障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定業務委託

2. 目的

障害者基本法の規定に基づく障害者計画及び障害者総合支援法に基づく障害福祉計画を策定するための業務とし、国が定める基本指針に即するとともに、各計画に盛り込むべき事項を網羅するものとする。また、須崎市の第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の達成状況等の評価と適正な見直しを行い、令和9年度を初年度とする第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画の策定支援を行うことを目的とする。

3. 期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

4. 業務内容

令和9年度から令和11年度までの第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定を行う。

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

受託者は、障害福祉をめぐる施策動向、市の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、障がい者（児）の現況動向及びサービスの利用状況等について、市事務局が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(2) アンケート調査の実施支援

計画対象者における福祉ニーズを把握するためのアンケート調査を実施し、結果をとりまとめる。

受託者は、調査票の設計及び調査票の印刷、発送用及び回収用封筒の作成、封入・封緘及びラベル貼り作業、調査結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果報告書を作成する。

対象者の抽出、宛名ラベルの作成は委託者が行う（郵送費については受託者が負担する）。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	① 須崎市在住の18歳以上65歳未満で身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者及び障害福祉サービス受給証を交付されている方。 ② 須崎市在住の18歳未満で次の項目のいずれかに該当する方の保護者 ・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を交付された方 ・通所受給者証・障害福祉サービス受給者証を交付されている方
調査対象件数	① 450件程度 ② 50件程度
調査方法	郵送法
調査票種類	2種
集計方法	単純集計、障害種類別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(3) 障害福祉サービスの推進方策の検討

計画対象者数を推計し、障害福祉サービス等の各年度における見込量を算定し、確保策の検討を行う。

(4) 計画骨子案・素案の作成

課題を踏まえた計画の推進方向、数値目標等を記載した計画案を作成し、内容の協議を行う。

(5) 計画骨子案・素案の作成

課題を踏まえた計画の推進方向、数値目標等を記載した計画案を作成し、内容の協議を行う。

(6) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを市が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(7) 福祉施策に係る先進事例の提供

計画策定に伴う各検討組織及び委託者において、施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、団体名・人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・総事業費・担当部局名をはじめ、目的・特色・関係条例名などの先進事例を約30件程度、提供すること。

(8) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（3回程度）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

(9) 法令改正による整合性の確保

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）を中心に福祉関係法令と本計画内容の整合性を図ることを目的として、福祉関連法令が改正される都度、その改正箇所が引用されている当市の例規（条例・規則・要綱）の条項を随時指摘し提出すること。

※法令については官報を参照すること。

※例規に関しては市のホームページを参照すること。

※施行規則等も含むものとする。

※福祉関係法令すべてを対象とする。

5. 成果品

- ・アンケート調査結果報告書（A4判、1色刷）：1部
- ・障害福祉施策及び福祉関連に係る先進事例冊子：1部
- ・計画書（A4判、表紙カラー、本文104頁程度、1色刷）：100部
- ・概要版（A4判、8頁以内）：PDFデータ納品
- ・上記データ一式

6. その他

- ・本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ委託者と協議し、決定する。
- ・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、委託者と受託者による協議の上、本業務内容を変更することができる。
- ・本計画には、専門的知識や計画化の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野にいれた計画づくりと、先進市町村の情報等を吸収し、全国的視野で検討された計画づくりを考慮する必要がある。そのため受託者は、須崎市の物品入札参加資格（エージェント・調査関連サービス）を有する者で、令和3年度以降、須崎市と同等又はそれ以上の規模の団体の計画策定業務（計画策定は障害者計画関連に限らない）の実績（5団体以上）及び高知県内自治体の障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画のいずれかの策定実績を有していることとする。